

～ 岐 阜 県 本 部 だ よ り ～

令和6年は格別の御厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。  
 皆様のご健勝と貴社の益々のご発展を心よりお祈り致します。  
 令和7年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**〔1〕令和7年新春講演会及び新年賀詞交歓会のお知らせ**

令和7年新春講演会及び新年賀詞交歓会を下記の日程で開催いたします。今回の新春講演会は、川合俊一氏に、講演していただきます。皆様是非、ご出席くださいますようお願いいたします。

まだ出欠のご連絡を頂いていない会員様はお早めにご連絡くださいますようよろしくお願いいたします。(締切日:令和7年1月15日(水))

※ 新年賀詞交歓会は酒類を準備しておりますので、公共交通機関をご利用下さい。

記



**【日時】令和7年1月22日(水)14時30分～18時15分**

**【場所】岐阜グランドホテル(岐阜市長良648番地 TEL058-233-1111)**

	内 容 (演題・講師)	時 間	会 場 名
1	●新春講演会 演題:一流の条件と運の引き寄せ方 講師:川合 俊一氏 ((公財)日本バレーボール協会 会長)	14時30分～16時10分	西館 地下1階 ロイヤルシアター
2	●新年賀詞交歓会	16時40分～18時15分	本館 2階 孔雀の間

※ 新年賀詞交歓会の参加費は、1社につき1名は無料です。追加で参加されます方は3,000円となります。但し1社につき追加は1名までとします。

**岐阜グランドホテル会場までのご案内**

- 岐阜バス(名鉄岐阜駅、JR 岐阜駅より約20分)  
加野団地線三輪駅行き・若井山かさ神行き20分→うかいミュージアム前下車
- 無料駐車場 (200台)あります。

**令和7年新春講演会及び新年賀詞交歓会参加申込書**

**締切日:令和7年1月15日(水)**

- 新春講演会      □ご出席(    )名      □ご欠席  
 ●新年賀詞交歓会      □ご出席(    )名      □ご欠席

商 号	
出席者氏名	
携 帯 番 号	

FAX 番号:058-276-0311 / メールアドレス:zengifu-matsuno@helen.ocn.ne.jp

## [2](公財)岐阜県暴力追放推進センターカレンダーについて

(公財)岐阜県暴力追放推進センター 令和7年「不当要求対応10則」のカレンダー(無料)をご希望の方は、下記の申込書にて岐阜県本部事務局までお申込み下さい。数に限りがございますので、なくなり次第終了させていただきます。なお、別途送料が掛かりますのでご了承ください。

## [3]令和7年度版不動産手帳について

令和7年度版不動産手帳有料分(400円)がございますので、ご入用の方は、下記の申込書にて岐阜県本部事務局までお申込み下さい。なお、別途送料が掛かりますのでご了承ください。

### 暴追カレンダー・手帳申込書

<input type="checkbox"/>	(公財)岐阜県暴力追放推進センターカレンダー		
<input type="checkbox"/>	令和7年度版不動産手帳(400円)		
商号		部数	部

FAX 番号:058-276-0311 / メールアドレス:zengifu-matsuno@helen.ocn.ne.jp

## [4]岐阜県本部事務局年末年始の業務について

当協会事務局の年末年始業務につきまして、下記の通りに行いますのでよろしくお願いいたします。  
<仕事納め> 令和6年12月27日(金)9時00分~12時00分  
28日(土) } 冬季休業  
令和7年 1月 5日(日) }  
<仕事始め> 6日(月)9時00分~12時00分

## [5]「賃貸住宅入居者総合保険」「テナント総合保険」代理店募集のお知らせ/全日ラビー少額短期保険株式会社

「全日ラビー少額短期保険株式会社」は、全日会員の為に設立された全日グループの少額短期保険会社です。賃貸不動産をお取扱いされています全日会員の皆様より、代理店を募集しています。

昨年10月より、『全日ラビー少額短期保険「新規代理店登録キャンペーン」(代理店登録していただいた会員の方に、QUOカード(10,000円相当)を進呈)』を実施しています。この機会に是非ご登録下さい。代理店登録希望の方は、全日ラビー少額短期保険(株)代理店登録担当窓口(03-3261-2201)までご連絡下さい。

※ 登録完了1,000社に到達した場合、本キャンペーンは終了しますのでご了承ください。

## [6]新規入会者・諸変更事項について

【新規入会者】新しく入会されました会員の方を紹介します(12月分)

入会日	商号	事務所所在地	代表者氏名	TEL番号
			宅地建物取引士	FAX番号
R6.12.12	(株)UMI	岐阜市城東通2-42-2	市村 晃敏	058-214-3106
			市村 晃敏	058-214-3107

【諸変更事項】 諸変更事項については次の通りです。

届出年月日	商号	変更事項	変更前	変更後
R6. 9.19	(株)館林林業	代表者	井手 志磨	館林 輝義
		政令使用人		井手 志磨
R6. 2. 8	デイライブ(株)ハウスめ各務原市役所前店	専任宅建士	大藪 彩輝	亀井 美乃里
R6. 2. 8	デイライブ(株)ハウスドウ鶴沼	専任宅建士		大藪 彩輝
R6.11.20	デイライブ(株)ハウスドウ岐阜東店	専任宅建士	中川 大樹	岩井 一矢
				河地 剛志
R6.12. 3	(株)小栗材木店	代表者	小栗 光雄	小栗 崇
R6.12. 3	せんだう不動産	所在地	恵那市長島町正家 1-1-25 ナカヤマビル2階 E号室	恵那市東野896
		TEL 番号	0573-59-8720	0573-38-0309
		FAX 番号	0573-59-8722	0573-38-0309

## 〔7〕免許更新について

対象の方に、免許申請書一式を送付いたしました。お早めに更新をお済ませ下さい。

【令和7年5月更新分】

商号	代表者	免許有効期限(至)
永井建設(株)	梅田 克彦	令和7. 5. 13
(有)ケイプラン	小島 淳	令和7. 5. 23

※更新の済まれた方は、免許申請書の内、法人の場合＝第1面(要受付印)、第2面、第3面、添付書類(3)、(4)、(8)。個人の場合＝第1面(要受付印)、第3面、添付書類(3)、(8)の写しを郵送、FAX(058-276-0311)、またはメールにて事務局まで提出願います。新しい従業者証明書が必要な方は事務局までご連絡下さい。

## 〔8〕盛土規制法に関する説明会のお知らせ/岐阜県都市建築部建築指導課盛土規制係

危険な盛土等を規制するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」)が令和5年5月26日に施行され、県では、中核市(岐阜市)を除く県内全域を規制区域として、令和7年4月1日から規制を開始する予定としております。ついては、盛土規制法に関する説明会が下記のとおり開催されますので、会員の皆様にお知らせします。詳細は下の通りです。

【開催方法】 対面参加(先着順) 及び オンライン(Microsoft Teams)

【開催日時等】

開催日	開催時間(予定)	開催場所(最大収容人数)
令和7年1月16日(木)	14:00 ~16:00	岐阜県庁1階 みなもホール(500人)
令和7年1月21日(火)	14:00 ~16:00	飛騨総合庁舎分館 2階大会議室(200人)
令和7年1月30日(木)	14:00 ~16:00	東濃西部総合庁舎 5階大会議室(90人)
令和7年2月 7日(金)	14:00 ~16:00	可茂総合庁舎 5階大会議室(80人)
令和7年2月14日(金)	14:00 ~16:00	ソフピアジャパン セミナーホール(200人)
説明内容(予定)	法の概要、規制区域、申請等手続き、技術的基準 等	

※ 説明会の資料及びオンライン配信の接続URLは、説明会の開催日までに県建築指導課HPで公開する予定です。なお、対面参加の場合は、資料を各自準備の上、参加いただきますようお願いいたします。

【申込期限】 各開催日の前日16:00まで

【申込方法】 右の申込フォームからお申込みください。 <https://logofom.jp/form/T8mB/849421>

盛土規制法に関する説明会の開催について <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/402650.html>

## [9]町有財産の売却のお知らせ / 揖斐川町役所 財務情報課

揖斐川町より、町有財産売却の媒介に関する依頼がありましたので、会員の皆様にご案内いたします。詳しくは揖斐川町ホームページをご覧ください。

【依頼期間】 令和6年12月13日(金)から売却の媒介依頼中止通知書を提出するまで

【媒介を依頼する町有財産】

物件番号	所在地	地目	面積(㎡)公簿	売却価格(円)
1	揖斐川町市場字屋敷前9 5 8 番 1	宅地	246.47	2,490,000
2	揖斐川町市場字屋敷前9 5 8 番 2	宅地	278.31	2,000,000

揖斐川町ホームページ <https://www.town.ibigawa.lg.jp/0000011172.html>

## [10]e-Taxの活用のお願い/名古屋国税局

令和7年1月上旬より、スマホ用電子証明書に対応するなど、e-Taxが一層便利になります。また、不動産を売却した場合の確定申告もスマホを利用したe-Tax提出がお勧めです。ぜひe-Taxをご活用ください。

詳細につきましてはe-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>